

3期連続簡易申請のご案内



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10期、第11期、第12期）について、以下の条件に全て当てはまる方は第10期から第12期分をまとめて1通の申請書で申請いただけます。

1 対象となる要件

- ◎ 第10期（8/20～8/26）、第11期（8/27～9/12）、第12期（9/13～9/30）の期間全てにおいて対象店舗が営業時間短縮要請等に協力したこと
- ◎ 第10期、第11期、第12期において簡易申請の対象となること

～簡易申請の条件～

※全ての店舗において令和元年または令和2年の売上高が下記の基準額以下であること

8月：258万円（1日当たり83,333円）

9月：249万円（1日当たり83,333円）

※「1日当たりの売上高」計算方法の詳細は各期の「ご案内」及び「手引き」をご覧ください。

※売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

2 申請手続き

下記の必要書類を申請窓口までご提出ください。

No.	☑	必 要 書 類
1		交付申請書兼請求書（様式第1－6号）
2		時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート（様式第1－6号別紙）※申請店舗分全て 店舗情報シートに添付する書類 ①店舗の外観写真（入口・店名が確認できるもの） ②店舗の内観写真（お客様が飲食するスペースがわかるもの） ③休業又は営業時間短縮の実施状況がわかるもの （酒類又はカラオケの提供を取り止めた場合はその事実がわかるものも併せて添付） ④宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を掲示している様子がわかる写真
3		飲食店営業許可書の写し ※申請店舗分全て 令和3年4月5日～5月11日に時短営業を実施し、協力金の交付を受けている場合は省略可能
4		申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
5		申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳（表紙と通帳を開いた1・2ページ目）の写し

3 支給額

1施設あたり 1,305,000円
 ※下限額・3期合計

4 申請受付期間

令和3年10月 1日（金） から
 令和3年11月30日（火） まで

5 申請書類提出先

【郵送の場合】 申請書類を下記の宛先に郵送ください。

※封書に「新型コロナ感染拡大防止協力金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】 申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。

6 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
 電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359 メール:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp